

62	産業労働局	中小企業制度融資
事業概要	<p>中小企業制度融資は、都内の中小企業者が事業の活性化や経営の安定等に必要資金を円滑に調達できるよう、都、東京信用保証協会及び金融機関の三者が協調して行う融資である。都が、融資メニューや融資条件などを定めるとともに、融資の呼び水として都の資金を金融機関へ預託し、東京信用保証協会が中小企業の信用保証を行い、金融機関が融資を実行する。</p> <p>現在の保証限度額は、無担保保証の8,000万円を含め、原則として2億8,000万円までとなっている。</p>	
これまでの経過	<ul style="list-style-type: none"> ・最近3年間の主な制度融資メニューの充実等 (平成24年度) <ul style="list-style-type: none"> ・「経営一般」 電気料金値上げにより経営に影響を受ける企業を対象に追加（8月23日）。リーマンショック前（平成20年8月以前）と比べて売上が5%以上減少している企業を対象に追加（10月23日） ・「都経営力強化」 国の認定した経営支援機関等の支援を受けて経営改善に取り組む企業に対するメニューを創設（9月28日） ・「特別借換」 金融円滑化法終了に伴う緊急対策として、保証付融資を一本化するメニューを創設。小規模企業者に対し信用保証料の1/2を補助（2月27日） (平成25年度) <ul style="list-style-type: none"> ・「都経営力強化」 小規模企業者に対し、新たに信用保証料の1/2を補助 ・「小口資金融資」 商工会議所・商工会の経営指導を受けた小規模企業者に対する金利優遇幅を0.1%から0.4%に拡大 ・「リバイバル支援」 融資限度額を5,000万円から1億円に拡大 ・「クイック」 融資限度額を3,000万円から5,000万円に拡大 ・「政策特別融資」 金融機関から企画提案を募集し、融資と併せて様々な経営支援サービスを提供する新メニューを創設。信用保証料率0.2%相当を補助（7月31日） ・「災害復旧資金融資」 台風26号の被害を受けた大島町の中小企業者を対象に、融資限度額8,000万円のメニューを創設し、信用保証料の全額を補助（10月18日）。その後、国による局地激甚災害指定を受け、融資限度額を5億6,000万円に拡充し、融資額1億円を上限に利子の全額を補助（11月15日） ・「経営支援融資（経営セーフ）」 台風26号の影響により売上減となった大島町の中小企業者を対象に追加し、信用保証料の1/2を補助（11月15日） (平成26年度) <ul style="list-style-type: none"> ・「小口（短期つなぎ特例）」 小規模企業者に対して、原則3営業日以内の保証審査により、300万円までの小口資金を融資する特例制度を創設 ・「小口（経営革新特例）」 経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けた小規模企業者に対し、金利を0.4%優遇する特例制度を創設 ・「設備更新・企業立地促進」 機械・設備の更新や工場・事務所の新增設等に必要資金を長期で融資するメニューを創設し、信用保証料の1/2（設備更新の場合は4/5）を補助 ・「チャレンジ」 経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けた中小企業者に対し、金利を0.2%優遇する措置を追加 ・「円高セーフ」「円高一般」 「円高セーフ」を「経営セーフ」に統合し、「円高一般」の取扱いを終了 ・「特別借換」 借入中の保証付融資の残高に加え、事業計画の実施に必要な額を上乗せできるよう、融資限度額を拡充 ・「政策特別融資」 「防災対策」「成長産業分野育成」など新たに4つの融資メニューを追加（6月24日） 	

現在の進行状況	<p>平成 27 年度については、中小企業者に対する円滑な資金供給をより一層図るため、次のとおり制度改正等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「創業」 新たに信用保証料の 1/2 を補助。商工団体等から創業支援を受けた場合、金利を 0.4%優遇する「創業支援特例」を創設 ・「事業承継」 後継者への事業の引継ぎ期に、経営安定化や多角化などを目的として活用できるメニューを創設し、信用保証料の 1/2 を補助 ・「チャレンジ」 B C P の策定・実施に係る費用を融資対象に追加。商工団体等から B C P の策定・実施に係る支援を受けた場合、金利を 0.2%優遇 ・「事業一般」 融資限度額を 1 億円から 2 億 8,000 万円に拡大するとともに、受注による 2 年以内の入金予定に合わせて返済方法を設定できる「受注対応特例」を創設 	
今後の見通し	<p>中小企業者を取り巻く経営環境の変化や国の施策の方向性などを踏まえつつ、今後とも中小企業者にとって、分かりやすく利用しやすい制度融資となるよう、適宜制度の見直しや充実を図っていく。</p>	
問い合わせ先	産業労働局 金融部 金融課	電話 03-5320-4877